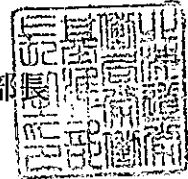


北労基発 0411 第5号

令和4年4月11日

各発注機関の長 殿

北海道労働局労働基準部



令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内における建設業の死亡災害発生状況は、令和3年の死亡者数は令和2年より6人増加し20人となり、全産業の死亡者数59人のうち33.9%を占め、死亡災害発生状況を業種別に見ると、依然として建設業の占める割合が高い水準にあることから、建設業について、なお一層の労働災害防止対策を推進することが求められています。

厚生労働省においては、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところです。

今般、第13次労働災害防止計画（平成30年2月28日厚生労働省策定、平成30年3月19日公示）における計画期間（2018年4月から2023年3月までの5年間）の最終年度である令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定められましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止にも十分に御配慮された上で、貴機関が発注される工事の受注者、傘下の関係団体等に周知いただき、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

担当：北海道労働局労働基準部安全課

安全専門官 渡邊 哲也

電話(代)011-709-2311 内線 3553